

# 地下水を利用するみなさまへ

## 札幌市生活環境の確保に関する条例 地下水の採取に関する規制

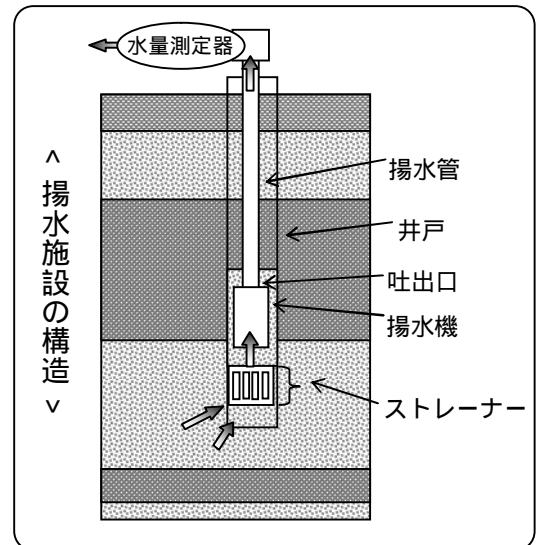
札幌市生活環境の確保に関する条例では、地盤沈下の防止や、地下水の保全を図るために、雨水の有効利用、地下水のかん養や節水、地下水揚水の抑制について規定しています。

### ◆ 地下水を利用するみなさまへ

- 地下水のかん養のため、雨水の有効利用や地下浸透の促進、地下水の節水に努めるようお願いします。
- 動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口断面積の合計が、6 cm<sup>2</sup>を超える揚水施設（井戸）を設置している方、及びこれから設置する方（以下「揚水施設の設置者」といいます。）は、届出が必要となりました。

ただし、次のものを除きます

- 温泉法による許可の対象となる揚水施設
- 河川法による許可の対象となる河川区域内の揚水施設
- 水道法に基づき水道事業経営の許可を受けた者が設置する揚水施設
- 専ら農業、一般家庭又は災害その他の緊急時に使用する揚水施設
- その他市長が特に認める揚水施設



### ◆ 揚水施設の設置者が行わなくてはならないこと

揚水施設の設置者は、次のことを行わなくてはなりません。

- 揚水施設設置等の届出
- 地下水採取基準の遵守
- 水量測定器の設置（揚水施設ごと）
- 地下水採取量の報告  
（水量測定器で毎月水量を記録し、前年度分を毎年4月末までに報告）

## ◆ 届出

揚水施設の設置者は、揚水施設の設置場所等についての届出が必要です。

この届出には、揚水施設の配置図、地下水及び他の水源の使用のための系統等を記載した図面や必要に応じて地下水のかん養に係る施設等の図面を添付する必要があります。

また、届出内容に変更がある時や、揚水施設を廃止する時にも届出が必要です。

届出に必要な主な項目は次のとおりです。

- 揚水施設設置の場所
- 揚水施設の概要（ストレナーの位置等）
- 地下水の用途及び使用水量並びに他の水源の使用計画（水量，年間稼働日数等）
- 地下水の節水の方法
- 地下水の採取を開始する（した）日
- 地下水採取基準量
  - 算出に必要な項目
    - 地下水を利用する建物の床面積または使用人数
    - 暖房機器の1日当たりの補給水量
    - 車庫の洗車設備で洗車する1日当たりの洗車台数
    - 地下水かん養施設（浸透ます，浸透性排水管）の寸法，集水面積，周辺の土質
    - 還元井戸による地下水かん養量（オーバーフローを除く）
    - 敷地内の緑地面積
    - 建築物用途の再利用水（雨水含む）量

届出の記載要領，地下水採取基準の算出方法等，詳しいことについては，「地下水の採取に関する規制の届出の手引き」をご覧ください。

## ◆ その他

- 施行期日

本条例は，平成15年2月26日より施行されます。

**対象となる揚水施設を現在設置している方は，条例施行後6ヶ月以内（平成15年8月26日まで）に使用の届出をして下さい。**

- 届出用紙

届出用紙等については，下記までご請求ください。

なお，インターネットホームページでもダウンロードできます。

(<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/todokede/suishitsu/index.html>)

届出・お問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課水質係

札幌市中央区北1条西2丁目（市庁舎12階南側）

TEL 011(211)2882